

(簡易サウナ設備)

第8条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力が6キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置したときは、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第15号まで及び第18号から第24号まで、第2項、第3項第6号並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものである。
- 2 本条の制定経緯

令和の初め頃から、屋外等においてテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置し、サウナとして利用される事例が全国で増加していた。従来のサウナ設備に関する基準は、建物内に設けられることを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテントやバレルに設置されるサウナ設備に適用される基準を別に定める必要性が生じていた。これを受け、国において、これらのサウナ設備の特性に応じた基準が検討され、その結果に基づき対象火気省令が改正されたことに伴い、本市の条例に追加したものである。（令和8年3月31日施行）

- 3 簡易サウナ設備の定義に係る事項

(1) 「**その他の直接外気に接する場所**」とは、防火対象物の屋上等を想定したものであるが、設置に際しては、建築基準法上の取扱いなどについて事前に十分確認する必要がある。

(2) 「**テント型サウナ室**」とは、テントを用いてサウナとして使用されるものをいう。

(3) 「**バレル型サウナ室**」とは、木製の樽(たる)に似た形状のものをサウナとして使用されるものをいう。

「バレル (barrel)」は、英語で「樽」を意味する単語である。

(4) 「**定格出力**」については、販売業者や製造業者が作成する仕様書等により確認し、判断すること。

なお、バレル型サウナ室やテント型サウナ室に、複数の放熱設備を設置する場合は、定格出力の合計等によらず、簡易サウナ設備としては取り扱わないことに留意すること。



テント型サウナ室の外観の例



バレル型サウナ室の外観の例

4 第1項第1号

本号は、簡易サウナ設備の離隔距離に関する基準を定めたものである。具体的には、従来のサウナ設備と同様に、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年3月6日消防庁告示第1号）に基づき、設置される放熱設備に応じて判定される離隔距離を確保することが必要であるとしている。

この消防庁告示で定める離隔距離の基準は、簡易的に説明すると、燃焼実験において、①周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離（いわゆる低温出火の防止を目的とした距離）及び②当該可燃物が引火しない距離（木材の場合は約260度を超えない距離）をそれぞれ計測し、この①と②の距離のうち「いずれか長い距離」を当該火気設備等の離隔距離と判定するものである。

一方、簡易サウナ設備にあっては、前2で述べた対象火気省令の改正に合わせて、この消防庁告示についても一部が改正されたことにより、この①と②の距離のうち「いずれか短い距離」を当該設備の離隔距離と判定することになる。（第3条【解釈及び運用】5(2)に掲載の消防庁告示参照）

これにより、簡易サウナ設備における離隔距離は、実質的に②の「当該可燃物が引火しない距離」を確保すればよいこととなる。これは、簡易サウナ設備にあっては、その特性から低温出火を生じ難いものと国の検討会で結論付けられたことによるものである。

5 第1項第2号

本号は、簡易サウナ設備の異常な温度上昇による火災を予防することを目的として、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置（以下「熱源遮断装置」という。）の設置を義務付けたものである。

(1) 「**手動及び自動**」としているとおり、温度が異常に上昇した場合に、「手動操作により熱源を遮断できるもの」と「自動的に熱源を遮断できるもの」をどちらも設ける必要がある。電気を熱源とするものの場合、一般的な設置方法の例としては、電源遮断スイッチの設置（手動）と温度ヒューズの電源回路への組込み（自動）が挙げられる。

なお、温度を自動的に調節する温度制御装置は、熱源遮断装置には含まない。これは温度制御装置では、異常な温度上昇により一時的に電源が遮断されても、再び温度が下がると通電が再開されることから、危険な状態が繰り返される可能性があるためである。

また、温度ヒューズの溶断等により、熱源が遮断された場合は、異常発生原因を徹底的に究明し、必要な措置を講じてからでなければ復旧してはならない。

(2) 「**まきを熱源とする簡易サウナ設備**」にあっては、ただし書にあるとおり、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置したときは、熱源遮断装置を設置しなくてもよいこととしている。

この熱源遮断装置の代替で設置する消火器については次の事項に留意すること。

ア 政令第10条第2項の規定の例により設置すること。

イ 法第17条に基づき設置する消防用設備等には該当しないが、熱源遮断装置の代替であるため、常に使用できる状態で維持管理される必要があること。

ウ サウナ室内は消火器を設置する環境に適さないことから、当該サウナ室の入口付近など、利用者等が当該消火器を容易に視認できる位置に設けること。

6 第2項

本項は、第1項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について、準用する規定を定めたものである。基準の準用における、主な留意事項は次のとおり。

(1) 第3条第1項第7号の準用

簡易サウナ設備が設けられるもののうち、特にテント型のものについては軽量であり、地面等

に適切に固定されていない場合には、風にあおられて全体が転倒するおそれがあることから、適切な転倒防止措置が確保されるよう十分注意すること。また、これに関連して、強風時には使用しないことを徹底するよう指導すること。

(2) 第3条第3項第2号の準用

簡易サウナ設備は必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に維持管理すること。

(3) 第3条第3項第3号の準用

電気を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、前記の点検及び整備については、必要な知識及び技能を有する者に行わせること。（第3条【解釈及び運用】30参照）

7 留意事項

(1) 離隔距離について

第1項第1号に定める消防庁告示に基づく離隔距離については、第三者試験機関等が実施したもののほか、メーカーや輸入代理店等が自ら実施したのものでも差し支えない。また、国の検討会において検証された製品の離隔距離については、同検討会の報告書*において示されており、これらのものにあつては、別途燃焼実験をする必要はないものとする。

(※「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」(令和7年3月)消防庁HPに掲載あり)

(2) 簡易サウナ設備に付属する煙突について

まきを熱源とする簡易サウナ設備には煙の排出のために「煙突」が設けられることから、条例第6条に定める「火を使用する設備に付属する煙突」の基準が適用されることに留意すること。

基準の適用に当たっては、煙突と周囲の可燃物との間に確保すべき距離や貫通部の処理(同条第8号関係)などに特に注意し、煙突を起因とする出火の防止を図ること。

(3) 防火対象物としての用途区分について

簡易サウナ設備を設けるテント又はバレルにあつては、単独で設ける場合は、政令別表第1(15)項(その他の事業場)として取り扱うことを基本とする。また、公衆浴場法が適用される場合には、(9)項(公衆浴場)に該当するものとして取り扱うこと。また、他の用途の防火対象物に併設される場合は、防火対象物全体の状況を総合的に勘案し、実態に応じて判定すること。

なお、個人が私的な利用のために設けるものにあつては、政令別表第1に掲げる防火対象物には該当しない。

(4) 消火器の設置について

簡易サウナ設備が設置される場所にあつては、省令第6条第5項及び条例第36条第2項第3号に規定する「その他多量の火気を使用する場所」に該当することに留意すること。

なお、これにより設置される「政令又は条例に基づき設置する消火器」と前5(2)で述べた「熱源遮断装置の代替として設置する消火器」は、原則として、別個に設ける必要があるが、それぞれの消火器を政令第10条第2項の基準に従い設置したときに、同一の場所に設置することとなる場合にあつては、兼用しても差し支えないものとする。

(5) その他

簡易サウナ設備の設置に当たっては、設置場所や設置方法又は使用形態等によって、建築基準法や公衆浴場法など、他法令の適用がある可能性がある。このことから、消防機関に設置の相談があった場合には、これらの法令を所管する部局に、あらかじめ確認を行うよう指導すること。